



Contents

巻頭言	P1
第44回 社会福祉のフロンティア報告	P2
社会福祉セミナー参加記	P3
家族援助技術セミナー参加記	P4
研究例会報告	P5
2016年度秋学期 活動報告	P5
既刊図書紹介	P6

巻頭言

米国の政権交代と医療保険制度(オバマケア)の行方

野呂 芳明 (本学社会学部教授・本研究所副所長)

昨年11月のアメリカ大統領選挙において、大方の予想を覆す形で共和党のドナルド・トランプ候補が当選した結果は、米国内はもとより世界的にも大きな驚きと困惑を呼び起こした。そして年が改まり1月に正式に大統領に就任したトランプ氏は、選挙時に公約していた通り、2014年1月から始まったばかりの新たな医療保険制度 (Patient Protection and Affordable Care Act 邦訳:患者保護ならびに医療費負担適正化法、通称「オバマケア」)の迅速な廃止や、メキシコとの国境に不法移民流入阻止のための壁を建設し費用負担をメキシコ側に求める等の大統領令を矢継ぎ早に発布した。さらに、複数の中東諸国からの移民や難民の受入れを他より厳しく制限する意向も示されるなど、オバマ前大統領の政権時から想像できないほど巨大な政策転換に取りかかっている。

オバマケアが成立したのは2010年3月だが、私は翌2011年8月から1年間、在外研究の機会をいただいてアメリカに滞在していた。新制度の実施にかかる諸々の具体的な案件の検討が進められる一方、フロリダ州の連邦地裁が改革に違憲判決を出すなど、制度改革そのものに対する共和党などからの反発はきわめて強烈だった。

そもそもアメリカには、全国民をカバーする日本の国民健康保険のような公的医療保険制度がなく、あるのは低所得者や障害者を対象とするメディケイド (Medicaid)、高齢者を対象とするメディケア (Medicare) である。その他の個人は民間の保険を購

入することになるが、概して医療費が大変高額なために保険料も高く、2000年代には国民の6人に1人(約5000万人)が無保険者であったという。オバマケアは、保険会社に安価な保険プランの提供、既往症による保険摘要の差別等の禁止あるいは緩和をさせる一方、無保険者には確定申告時にペナルティ(罰金)を科すことで、保険購入を促す(実際、この小文を書くために関連のウェブページにアクセスしたら、1月末日までに登録が必要であるというアラートが強制表示された)。そのために、低所得者が保険を購入するための補助金もある。新制度導入に合わせて、メディケイドの対象者の拡大もおこなわれた。

こうしてオバマケアは全国民への医療保険提供に向けてスタートし、実際に加入した人も多数にのぼったと思われるのだが、わずか3年にしてその制度が今度は廃止に向かう。代替措置がどのように講じられるのかはわからないが、大きな不安や混乱は必定だろう。医療、年金などの保険のシステムは長期間の安定的な運用と制度に対する信頼が不可欠であり、誠に憂えるべき事態というほかないが、気になるのはオバマケアによる新たな保険加入者の今後である。移民・難民への対応方向もそうだが、アメリカにおける国民や社会の統合という課題に、トランプ大統領の新政権がどう向き合うのか、その重要な端緒として注意深く見守っていきたい。

「子どもの家庭養護について —国際養子縁組の取り組みから考える—」

浅井 亜希 (本学社会情報教育センター教育研究コーディネーター・本研究所所員)

2016年12月19日、社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ) の常務理事である石川美絵子氏、ソーシャルワーカーの榎本裕子氏をお招きし、日本における国際養子縁組への支援の取り組みについて、ご講演いただいた。

日本国際社会事業団 (ISSJ) の活動は幅広く、国際離婚後の面会交流支援や国籍取得・家族再会支援、そして難民支援も行われているが、国際養子縁組への取り組みの歴史は古い。戦後まもなく(1952年)から、駐留軍兵士と日本人女性の間に生まれた子どもの救済を目的として、国際養子縁組がはじまり、1955年にはスイス・ジュネーブに本部を置くInternational Social Service (ISS) の日本支部となり、国際ネットワークを形成してきた。

グローバル化による人の移動の増加に伴い、国境を越える福祉問題がさらに重要となることは明らかであるが、日本において国際養子縁組がどれだけ行われているのか、統計的には明らかにされていない。そもそも日本の里親等委託率は、他国に比べて非常に低く(例えば2010年の要保護児童に占める里親委託児童の割合は12.0%であり、アメリカの77.0%や韓国の43.6%と比較しても低い)、未だ児童養護施設への入所が一般的である。政府の少子化対策には、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、2019年度までに22%に引き上げる目標がある。それゆえ里親制度は今後発展していくことが求められるが、日本において「国際」養子縁組も増加していくのだろうか。我々がもつ国際養子縁組のイメージは、女優のアンジェリーナ・ジョリーが孤児を養子としてむかえている等を耳にする程度であり、生活に根付いているとは言えないだろう。

日本は「1993年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する子の保護及び協力に関する条約(通称:1993年ハーグ国際養子縁組条約)」にも加盟していない(加盟国は95か国)。この条約は、2014年に日本が批准したことが話題となった、国際離婚に伴う国境を越えた子どもの連れ去りや、子どもとの面会交流を支援するための「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(通称:ハーグ条約)」とは異なるので注意が必要である。「1993年ハーグ国際養子縁組条約」は、国際養子縁組が子どもの最善の利益のために行われ、子どもが安定した

家庭環境で育つことができるよう締結国同士の協定を定めるものであるが、日本はそもそも養子縁組に関する国内法の整備も遅れている状況である。

本講演においては、児童養護施設に入所していた子どもが、アメリカ人夫婦に里親委託された事例が紹介された。里親委託のために6か月の適応期間を設けることや、委託後に3度にわたる適応調査によって、国際養子縁組を長期的にサポートしている。また、1952年の設立当時から現在までの養子縁組記録を永年保存し、他団体による事案を含む「ルーツ探し」の要請に応じる事例も紹介された。しかしこれらは「うまくいった」事例のため、実際は課題も多いただろう。国際養子縁組はあくまで二次的な選択肢、つまり児童相談所はまず日本人夫婦で里親候補者を探し、見つからない場合に国際養子縁組が検討されはじめる。そのため、里親委託は比較的孩子が大きくなってからとなる。また、関係機関(児童相談所、乳児院、児童養護施設、民間養子縁組団体)の連携が不十分であることも、養子縁組自体を遅らせてしまう。

国際養子縁組は、これまで日本で大きく取り上げられることが少ないテーマだけに、本講演は学生だけではなく、研究者にも多くご参加いただき、1時間以上の活発な質疑応答や意見交換が行われた。



2016年度社会福祉セミナー(全7回)

「輪読—小山進次郎

『生活保護法の解釈と運用』を読む」参加記

西田 直史(セミナー受講者)

私は現在、東京都特別区の区役所で生活福祉課配属2年目のケースワーカーとして働いている。と言っても、採用区分は事務職で、現在の部署に配属となるまでは福祉に触れたことはほとんどなかった。配属当初は事務職で専門分野がないというコンプレックスを抱いていた私が福祉という専門分野に携われることに喜びを感じていたのは今でもよく覚えている。

ところが、いざ仕事を始めてみると、右も左も分からない私は色々な先輩に聞きながら仕事を進めるわけであるが、聞く人によって「ケースはかわいそうな人達、だから我々がいる」という人もいれば「そういう考え方は根本から間違っている」と反論する人がいたり、前述の通り福祉の勉強をしたことがない私は多様なアドバイスに翻弄された。

現在、私の所属する福祉事務所のケースワーカーは大学で福祉の勉強をしてきた福祉職採用の人や、私のように事務職採用で予期しなかった形で配属となった人、それに採用時は学校給食調理員だったが民間委託の関係で配置替えとなった人たちがいる。それぞれの上記のような考え方や、ケースワーカーとしてのモチベーションは様々で、「この仕事に就くという夢が叶った」という人もいれば「なんで私がこんな外れ部署に配属になったのか」と嘆く人もいる。おそらく、こういった状況は私の所属する福祉事務所に限ったことではないのではないだろうか。

そのような環境の下、仕事で迷った私は、悩みを率直に当時の査察指導員に相談したところ、事務所の本棚から『生活保護法の解釈と運用』を持ってきて、「持ち出し厳禁だけどこれを少しずつでも読んでいってごらん」とまさに今回のセミナーの教材を進められたのである。1人で読み始めて1日で挫折したものの文明の利器、インターネットでこのセミナーと出会うことが出来た。

セミナーを通じて、生活保護法の立法趣旨を学ぶことができたことは大きい。また、参加して下さっていた法学部の教員から法的な見地からアドバイスをいただいたり、他の専門分野の参加者の意見を聞いて、参加前よりも生活保護をはじめとする福祉に対する考えを深められたりと、大変に貴重な経験をさせていただいた。今後もこれにとどまることなく貪欲に研鑽を積んでいきたいと思う。

川村 法子(セミナー受講者)

社会福祉セミナーを知るきっかけとなったのは、立教大学現代心理学部心理学科に在籍する息子でした。共に大学ニュースを見ているときに、本セミナーの案内に出会いました。

その頃の私は、民生委員として福祉を通じ地域の人々に関わっているところでした。それでも勇気を出して問い合わせたところ、当時の事務局の担当の方のお計らいと菅沼先生のご厚意とで、参加できることになりました。

そのセミナーには行政法がご専門の法学部の先生もいらして、行政法的観点から『生活保護法の解釈と運用』を読み解いてくださいました。果たして私には、十全にそれを理解することは出来ませんでした。社会福祉を活用するには、法の持つ意味を重層的に理解していくことも必要なのだと実感しました。それから、その先生のお話で心に残ったことの一つに、年賀はがきのお年玉くじのことがあります。くじで当たったミシンでおばあさまが内職をして、それが家計の一助になったというお話です。私の祖母も帯や着物を縫う手内職をしていました。糸通しを手伝いながら過ごした静かな夕べを懐かしむと同時に、祖母も家計を助けていたのだなと思いました。輪読会では『生活保護法の解釈と運用』を読み感想を述べ合いながら、心はさまざまな場所や時代へ飛びました。

また菅沼先生には、私の所属する民生委員協議会での研修会で、民生委員制度の歴史等を親しみやすく講義していただきました。それは、私たちが社会福祉をより深く考えようとするきっかけにもなりました。大勢の民生委員にとって、その歴史を探る研究者と出会えたことは、とても意味のあることだったと考えます。

2017年3月には、息子も立教大学を卒業します。彼の父親や姉に続いて、沢山の学友と共に立教学院で培った“Liberal Arts”を基にして、より広い世界へと羽ばたいていくことでしょう。社会がどのように変化しても、共に物事の本質を捉え、生涯に渡って学ぶ喜びを持ち続けられますようにここに祈ります。最後になりましたが、セミナーに参加された皆様には、私の及ばない考えや思いを惜しみなく与えてくださったことに心からの感謝を送ります。

2016年度家族援助技術セミナー参加記(全3回)

五十嵐 希 (セミナー受講者)

現代は家族形態が多様化し、様々な福祉サービスを受けることに抵抗を感じる人が少なくなりました。そのため支援する人を中心として家族や各支援者が専門性や立場を尊重しながら課題を達成することが求められます。

今回の家族援助技術セミナーではジェノグラムや家族造形法、システム・アプローチなど多くのことを学びました。

そのなかで印象に残ったことはジェノグラムの使い方です。これまで、大学でも学び、臨床でもよく使い、支援初期に主介護者の位置、家族関係、協力してもらえそうな人を知るための基本情報として活用してきました。今回のセミナーでは多くの専門職の方々と意見を交換する機会があり、参加した心理や児童の専門職の方のなかには家族関係やつながりを知り、相談支援のなかで話しやすい環境を作るために使うと話していた方もいました。今まで会話のツールとしてジェノグラムを使うという考えがなかったので新しい発見でした。

また、家族造形法も支援者間の考え方の違いや想いの共有ができる技法だと思います。臨床では、支援対象者にそれぞれの専門職が関わり多様な場面を見るため、時には支援者一人ひとりの考え方が異なり意見の相違が生まれることがあります。このような場合、家族造形法で各支援者の家族の捉え方を共有できれば、多くの意見を取り入れ、偏りなく家族支援ができるのではないかと思います。

臨床では日々、多くの知識や責任、行動が問われます。だからこそ「安心して自己開示できる環境」と「偏りのない情報共有」が大切だと思います。今回の学びを通し、臨床に生かし、どのようにすれば他の支援者と考えを共有できるのか検討し、より良い支援につなげていきたいです。

大貫 若菜 (セミナー受講者)

全3回の家族援助技術セミナーに参加してきました。

普段私は、公立の小中学校でスクールソーシャルワーカー(SSW)をしている関係で、児童生徒とともに「家族」に関わる機会が多いのですが、「家族」に関する研修は受けたことがなかったことと、このセミナー参加申し込みをした頃が、ちょうど子どもの親御さんと関わるのに苦労した時期と重なったというのが主な受講の動機でした。

セミナーは毎回参加人数が少なかったこともあり、演習でミスしたな!と感じてもたいては恥ずる必要もなく、和気あいあいとできた気がします。また、参加者の皆さまが、様々なお立場の方々であり動機もさまざま。皆さんのお話を聞くのも楽しみの一つでした。

私が特に面白いと感じたのは、家族造形法です。非言語で家族関係性を表現するというもので、演習の中では実際に私が関わっていたケースも実施しました。1度目の造形の後と、2度目の造形後に実際に感じたことを皆さんが話してくださったため参考になりました。言葉ではなく体で表現する方法、それを感じて自らが「こうなりたい」に造り変える……面白い手法だと思いました。

河東田先生の語り口や、私たち参加者への働きかけも優しく、また、参加者全員に何度か感想を話す場面を作って下さり、それが学びにもなりました。

社会の流れをみても、「家族」はこれからどの地域においても複雑な関係性となっていくのではと実際に仕事をしていても感じます。SSWは子どもの最善の利益を最優先としますが、「家族」の存在は欠かせません。今後も学びを深めていきたいと思います。

河東田先生と参加者の皆さまに感謝いたします。



研究例会(10月17日)報告

「公債を支えた人々 —坂本優一郎『投資社会の勃興— 財政金融革命の波及とイギリス』を 読んで」

一ノ瀬佳也 (本学法学部特任准教授・本研究所所員)

2016年10月17日に開かれた研究例会においては、坂本優一郎著『投資社会の勃興—財政金融革命の波及とイギリス』(名古屋大学出版会、2015年)についての書評が報告された。

「市場」というものも歴史的に見てみれば、まったく自生的に成立してきたわけではない。むしろ、18世紀の資本主義が成立していく過程をみれば、国家の果たした役割が大きかったことがわかる。まさに、当時のイギリスでは度重なる戦争の戦費を調達するために、膨大な量の「国債」が発行されていた。それこそが、「投資」という行為を社会的に定着させることにつながったのである。本書においては貴重な歴史資料に基づきながら、この点が明らかにされた。

当時の「公債」は「限定請負制度」の下において、一部の富裕な商人や上流階級の人々によって独占的に取引されていた。しかし、それらはさらに転売され、中流階級や女性、さらには外国人にも広まっていた。このようにして、イギリス政府はヨーロッパ各国の遊休資金をロンドンのシティへと集め、戦時における膨大な国家財政を支えることができたのである。

そうした「公債」が人々に買われた理由は、「トンチン年金」という方式がとられていたからである。まず、名義人(被保険者)は年齢別の集団に分類され、それぞれに見込まれる生存期間に応じて利率が決められる。有期の場合もあったが、名義人が生存している限り、半年に一回年金が支払われることになっていた。それぞれの集団の中で死亡者がでると、その分の年金が集団内の生存名義人の出資口数に応じて分配されることになる。したがって、より長く生きた人が多くの年金を受給できることになったのである。この名義人には、男性よりも平均寿命の長い女性や子どもがあてられることが多かった。それは、寡婦や親を亡くした子どもの生活を支える財産にもなっていた。

このような資金の調達の仕組みは、国家の戦費だけでなく、橋や道路、救貧や教会の建て直しといった地域の事業にも使われるようになっていった。それによって、各種のインフラが整備されることになり、イギリスの近代化が促されたのである。

2016年度秋学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2016年12月19日 開催

第44回 社会福祉のフロンティア
「子どもの家庭養護について—国際養子縁組の
取り組みから考える」

講師：石川美絵子氏 (日本国際社会事業団常務理事)、
榎本裕子氏 (日本国際社会事業団ソーシャルワーカー)

2016年度 社会福祉セミナー 「輪読—小山進次郎『生活保護法の解釈と 運用』を読む」

生活保護法についての古典である小山進次郎氏の著書『生活保護法の解釈と運用』を、研究者・社会福祉専門職・民間支援団体者と共に読む会。昨年度に続くセミナーである。

第5回

◆ 2016年10月1日 開催

講師：菅沼隆 (本学経済学部教授・本研究所所長)
テキストの第2編第9章 不服の申立について議論した。

第6回

◆ 2016年11月5日 開催

講師：菅沼隆 (本学経済学部教授・本研究所所長)
テキストの第2編第10章 費用について議論した。

第7回

◆ 2016年12月3日 開催

講師：菅沼隆 (本学経済学部教授・本研究所所長)
テキストの第2編第11章 雑則について議論した。

2016年度 家族援助技術セミナー

第1回

◆ 2016年10月1日 開催

講師：河東田誠子 (臨床心理士・本研究所特任研究員)
家族イメージ法 (FIT) を用いて家族の関係性の理解について深め、援助に役立てる。

第2回

◆ 2016年10月22日 開催

講師：河東田誠子 (臨床心理士・本研究所特任研究員)
家族造形法を用いて家族の関係性の構造を体感的・視覚的に理解し、援助に役立てる。

第3回

◆ 2016年11月12日 開催

講師：河東田誠子 (臨床心理士・本研究所特任研究員)
ソリューション・フォーカスト・アプローチの手法を用いて、援助に役立てる。

研究例会

第3回

◆ 2016年10月17日開催

「公債を支えた人々―坂本優一郎『投資社会の勃興―財政金融革命の波及とイギリス』を読んで」

報告者：一ノ瀬佳也（本学法学部特任准教授・本研究所所員）

第4回

◆ 2017年1月28日開催

「職場における妊娠・出産の権利～マタニティ・ハラスメント防止措置義務化を受けて」

報告者：杉浦浩美（埼玉学園大学大学院専任講師・本研究所特任研究員）

「フェミニズムのジェンダー概念と性科学のジェンダー概念」

報告者：須永将史（本学社会学部助教・本研究所所員）

「デンマークフレキシビリティ研究の現在」

報告者：菅沼隆（本学経済学部教授・本研究所所長）

秋季公開シンポジウム

◆ 2016年12月2日開催

「児童養護施設出身者の学生生活支援を考える」

講師：庄司洋子（本学名誉教授・本研究所所員）

稲葉剛（本学21世紀社会デザイン研究科特任准教授）

主催：立教大学人権・ハラスメント対策センター

共催：立教大学社会福祉研究所

GF研(ジェンダー・ファミリー研究会)

毎月第3水曜日に開催(9月21日、10月19日、11月16日、12月21日、1月18日、2月15日、3月15日)

既刊図書紹介



排除と差別の社会学(新版)

好井裕明編、有斐閣選書、2016年
杉浦浩美特任研究員が第4章を担当した。



子どもの哲学

―考えることをはじめた君へ―

河野哲也・土屋陽介・村瀬智之・神戸和佳子著、毎日新聞出版、2015年

本書は「毎日小学生新聞」(毎日新聞社)にて2014年4月5日から2015年5月23日までに掲載された『てつがくカフェ』を加筆及び再構成したものであり、河野哲也所員が一部を執筆した。



<日本文化>はどこにあるか

國學院大學日本文化研究所編、井上順孝責任編集、春秋社、2016年

河野哲也所員が第3章を担当した。

編集後記

今回のニュースは、野呂副所長による米国の社会保障制度の解説に始まり、浅井所員による44回社会福祉のフロンティアの報告、西田氏と川村氏による社会福祉セミナーの参加記、五十嵐氏と大貫氏による家族援助技術セミナー参加記、一ノ瀬所員による研究例会の報告を掲載しました。いずれも充実した活動であったことが伝わります。また、16年度秋学期の活動報告と3冊の既刊図書の紹介を掲載しました。ご覧ください。



立教社会福祉ニュース 第45号 2017年3月31日発行

〒171-8501

東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学社会福祉研究所

Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <http://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/ISW/>

発行責任者：菅沼 隆(社会福祉研究所所長) 編集：河野、金 制作・印刷：(有)サムクイック